

薩摩川内市訪問型サービス（独自）サービスコード表（R3.4.1～）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費 （独自）（Ⅰ） 事業対象者・要支援1・ 要支援2（週1回程度） 1,176単位	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・ 要支援2（週1回程度） 39単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費 （独自）（Ⅱ） 事業対象者・要支援1・ 要支援2（週2回程度） 2,349単位	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・ 要支援2（週2回程度） 77単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費 （独自）（Ⅲ） 事業対象者・要支援2 （週2回を超える程度） 3,727単位	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型サービスⅢ日割	事業対象者・要支援2 （週2回を超える程度） 123単位	123	1日につき
A2	2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費 （独自）（Ⅳ） 事業対象者・要支援1・ 要支援2（週1回程度） 268単位 ※1月の中で全部で4回まで	268	1回につき
A2	2511	訪問型サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費 （独自）（Ⅴ） 事業対象者・要支援1・ 要支援2（週2回程度） 272単位 ※1月の中で全部で5回から8回まで	272	
A2	2621	訪問型サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費 （独自）（Ⅵ） 事業対象者・要支援2 （週2回を超える程度） 287単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで	287	
A2	1411	訪問型短時間サービス	ト 訪問型サービス費 （独自） （短時間サービス） 事業対象者・要支援1・ 要支援2（20分未満） 167単位 ※1月につき22回まで	167	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき	
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1月につき	
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算	1日につき	
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算	1回につき	
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき	
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1日につき	
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算	1回につき	
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1月につき	
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5%加算	1日につき	
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5%加算	1回につき	
A2	4001	訪問型サービス初回加算	初回加算	200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	又 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000	
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90%	
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80%	
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000	
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000	
A2	8310	訪問型サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の 1/1000		